

京都市帝國大學經濟學會 經濟叢論

第十四卷 第一號

昭和十一年一月一日發行

新年特別號

免稅點以下の小所得者への地方課税	法學博士 神戸正雄
勢力關係の性質	文學博士 高田保馬
ブラジルに於ける移民制限問題	法學博士 山本美越乃
政策研究に就て	經濟學博士 作田莊一
農業政策の擔當者としての産業組合	經濟學博士 八木芳之助
漁村經濟調査論	經濟學士 鏑川虎三
私經濟との比較による財政の本質	經濟學士 中川與之助
自由主義の論據	經濟學士 柴田敬
フランス・フランに就いて	經濟學士 松岡孝兒
山口藩に於ける幕末の洋式工業	經濟學士 堀江保藏
支拂準備の法定に就て	經濟學士 中谷實
獨乙の漁場入會制度に就いて	經濟學士 岡本清造
積荷單獨海損填補方法の吟味	經濟學士 佐波宣平
ロッシヤーの歴史的方法	經濟學士 白杉庄一郎
經營信任會の效果に就いて	經濟學士 大塚一朗
貿易統制の制限性と促進性	經濟學博士 谷口吉彦
酒税の改正	經濟學博士 汐見三郎
現金の流通と預金の増減	經濟學博士 小島昌太郎
國益主法掛について	經濟學博士 本庄榮治郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

農業政策の擔當者としての産業組合

八木芳之助

一

明治維新に當り我國は在來の鎖國主義を破り、一躍世界經濟に参加するに至りたるものゝ、先進資本主義諸國の産業に伍して、國際市場に於て之と角逐することは、後進國たる我國諸産業の自立的發達に委し置く限り、殆んど不可能であつた。從てこの立ち遅れを克服し、急速に日本諸産業、就中商工業の資本主義的發達を促すためには、特別なる國家的援助を必要とし、また事實、政府は單に保護關稅によりて之を海外競争に對して擁護したるに止らず、進んで積極的に民間諸産業の設立を慫慂し、之に對し各種の補助金、助成金を交付し、或る意味に於て政府自ら企業者たるの役割すら果した。後進國たる我國に於ては固有の意味に於ける産業の自發的・自律的發展性に甚だ乏しく、それは常に國家の擁護と助成とによりて發達せしめられたるものである。而して之が助成、補助をなすに要する財源は、商工業の未發達なる明治當初にありては、農村の租稅收入に之を求めるの外はなかつた。然るに農民に對する過重なる租稅負擔は自から農村の疲弊を招致し、之によりて將に發達せんとしつゝあつた資本主義的諸産業に對する國內市場の狹隘化を

齎することゝなつたから、茲に農業の發達を促し、商品の販路としての農村に於ける購買力の維持培養を圖る必要に迫られた。

然らば農民の物質的生活内容を豊富にし、ひいてその購買力を維持培養するため如何なる農業政策がとられたるか。當時に於ける情勢より考へて、先づ農産物の増産政策に主力が注がれたことは當然であつた。蓋し資本主義の發展期に於ては農産物價格は不斷に上昇傾向をとるが故に、農村の購買力の源泉たる總生産價額（生産數量と價格との相乗積としての）の増加は、増産のみによりて達せられ、増産の結果は必ず經濟的利益となりて現れたからである。而してこの増産を齎すためには、農業生産力を高める外なく、しかもこの生産力の増大は、農業生産技術の發達と農業生産の基礎地盤をなす農地そのものゝ改良、開拓とに俟たなければならぬ。

然るに我國の農業に於ては小農が壓倒的多數を占め、彼等の資力は甚だ乏しく、且つ彼等の心情は保守的にして退嬰的であり、徒に傳統主義によりて支配されるを以て、彼等の自主・自發性に俟つ限り、上述の農業生産力の増進を齎すことは、極めて困難であり、この點に於て農業は他の商工業に比して、一層自律的發達に乏しき産業と言はざるを得ない。されば我國に於ては小農大衆を統率して、彼等をして新技術の洗禮を受けしめ、彼等の心情を傳統主義より經濟的合理主義へと導くためには、農民以外の指導者が必要であつた。しかも明治當初に在りても、その後にあつても久しく、之を政府殊に農林省に求める外はなかつた。農業に於ては、それが増産に關する

限り、農林省は極めて進歩的な企業的役割を演じ、農業技術の發達を促すために、農業教育制度の完備と農事試験場制度の確立とを圖つた。之によりて農産物の品種、蠶種及び畜産の改良が圖られ、肥料及び土壤の科學的研究、農産物の栽培技術が著しく高められ、農業生産力の發達を促した。更に第二に農地そのもの増加並に改良を齎すため、政府は土地に對して種々なる土木工學を應用し、一方開墾、理立、干拓等によりて耕地面積の増加を圖り、他方更に灌漑、排水の設備、其他の土地改良事業によりて、既存の農地の生産力を増進せしむるやう企圖した。

然るに政府が率ゐる小農大衆は極めて多數であるから、政府の指導統制力は、假令各道府縣の如き行政機關を通じて行ふと雖も、末梢たる個々の農家には充分に徹底しない憾があるから、一地域の農民を以て一の團體を組織せしめ、その團體をして、技術改良の主體たらしめ、謂はゞこの團體に農業政策の擔當者たるの役割を演ぜしめることとなり、茲に農業政策の下受團體が生れる。しかも斯る團體への加入は、農民の自發心に委することなく、強制的に行はれる場合が多い。即ち農會、水利組合、耕地整理組合等への加入は強制的のものとなれるが、それは一面此等の組合が經濟行爲をなさざる公共的性質を帯びるものたるからであるとは云へ、他面農民の自發的參加に俟つといふ手緩さが當時の情勢よりして許されなかつたからである。而して政府は此等の諸團體に補助金、助成金を交付し、之を自己の行政組織中に編入することとなし、その官僚化を促すこととなつた。産業發達上の後進國であり、しかも自律的發達に乏しき小農大衆を擁する

1) 東畑精一氏、農業に於ける補助金政策（國家學會雜誌、第48卷、3號、4號）
參照。

我國に於て、彼等小農をして先づ一應一定の組織に加入せしめ、然る後に於て彼等に其の組織員たるの訓練を施すことは、當時としては已むを得なかつたであらう。けれども組合加入後に於て、組合員に對し時代に適應する訓練を施すことを怠るときは、組合員は組合事業に對する熱情を失ひ、勢ひ無關心となるべく、また組合自體も時代に適應する政策目標を常に追求するにあらざれば、たゞ徒に硬化したる陳腐なる官僚的組織體となる惧がある。この事は、農民の自發的發達に俟たざる農業諸團體に於て特に然りである。

二

茲に問題とする農業團體の一たる産業組合に就て見るも、後進國たる我國に於ては、農民の自發的運動に俟つよりも、寧ろ農業政策の下受團體の一として、政府によりてその設立發達が助成されたるものであつた。即ち既述の如く、後進國たる日本の諸産業を先進資本主義諸國の諸産業と同一水準にまで急速に發達せしむるためには、國家の絶大なる援助を要し、しかも之は農村の地租收入、高價なる工業品の農村への賣込、戦争による農民の血税等々を通じ、謂はゞ農村の負擔に於て行はれたるものであるが、この負擔に農村を堪へしめるためには、増産政策により農業生産力を高める必要があり、このために政策の下受團體たる多くの農業團體を組織する必要があつた。而して斯る農業増産に對する金融的援助を與ふるため、日本勸業銀行、各府縣農工銀行、北海道拓殖銀行等が明治三十年代の當初に創定されたが、これら農民層を對象とする特殊金融機

關も、實質的には主として大地主によりて利用され、擔保力薄弱なる中小農民層はその恩恵に浴するを得なかつた。茲に於てか此等の中小農民に金融的援助を與へ、之によりて彼等の没落を救ひ、進んでは彼等の増産を助くることが必要となり、明治三十三年に産業組合法の成立を見るに至つた。而して明治及び大正年代（世界大戰まで）を通じて、我が産業組合活動が信用事業を中心とし、販賣乃至購買事業を從としたるは、やはり從來の増産本位の日本農業政策の反映とも言ふべく、この増産事業に對し金融的援助を與ふることによりて、よく産業組合たるの使命を果すことを得、從て増産政策の下受團體たるの機能を果し得たのであつた。

然るに時代は移り、今や農業政策の中心は、單なる増産政策より價格政策に移らざるを得なくなつた。¹⁾それは何故であるか。蓋し今日の資本主義經濟の沈滯期に於ては、農産物價格には不斷の上昇傾向が存しないから、從來の如き單なる増産は必ずしも經濟的利益を伴ふとは限らないからである。從て農民の物質的福利を目標に置く日本農業政策は從來の増産本位から價格本位の政策へと轉換する必要に迫られ、農業政策の下受諸團體の機能もまた之に適應せざるを得なくなつた。この傾向は世界大戰後顯著となつた。即ち本來農業の改良發達及びその指導獎勵といふ増産を主任務とする系統農會も價格政策の擔當者として農産物販賣の斡旋にまで進出し、從來信用事業を中心とせる産業組合は販賣及び購買事業に其の活動範圍を急速に擴大し、行政官廳たる各府縣廳すら管轄内の出荷團體のため販賣斡旋に乗り出してゐるが如き、這般の事情を物語るもの

1) 東浦庄治氏、反産業組合論者に對して（農業と經濟、昭和9年、12月號）參照。

である。而して各府縣廳は勿論のこと、公法的團體たる農會も直接に農產物販賣上の事業主體となり得ざるが故に、販賣機關としては産業組合に一步劣るが、何分、系統農會は申合せの出荷組合（果實及び蔬菜）を統率し得る立場にあるから、その勢力は甚だ強い。従て稍もすれば農產物の販賣上、帝國農會と産業組合との對立を促し、時としては兩者の間に農產物販賣上の猛烈なる競争すら演ぜられ、農民の利益を圖るべき兩團體が、之を阻害してゐるのは、何としても歎はしい次第である。かゝる對立は、日本農業政策の轉換期に起る、一時的現象と解すべく、日本農業政策の下受團體としての二大勢力たる産業組合と帝國農會との對立は、日本農業政策の確立によりて、久しからずして協調の實を擧ぐることに信するが、併しこの下受團體の對立反目が永く續く場合には、それが逆に日本農業政策の主體たる農林省の内部にまで影響を及ぼし、之によりて日本農業政策の確立を妨ぐることゝならざれば幸である。

三

今や農家に於ては、往時の自給自足經濟が破れ、商品生産が重要な役割を演ずるに至つた。かく商品生産に重きを置くに至れる今日の農家にとりては、如何なる價格を以て生産物を販賣すべきか、また如何なる價格を以て農業用品及び日用品を購入すべきかに最大の關心を持つ。素より農家に於ては、その家族員の物質的生活内容を裕にすることが、追求すべき目標であり、金を儲けることは、この目標を達する一の手段たることには相違はないが、併し交換經濟に入込める

今日の農家に於ては、この農家の物質生活の内容は市場關係を通じて決定されるものたることを
否み得ない。この際、市場關係、農業生産關係其の他の經濟機構に改善を加へず、之を一切確定
不變のものとなし、農家が經濟恐慌に堪ゆる途は之を一にその物質生活の低下にのみ求めんとす
るならば即ちやむ。苟も農家の生活基準を維持し、之が向上を望むものは、農家が販賣すべき農
産物の價格と農家が購入すべき農業用品及び日用品の價格とに最大の關心を持つは當然である。

從て今日の農家にとりては、その販賣すべき農産物の價格とその購入すべき農業用品及び日用
品の價格との比率が常に均衡を保つことが望ましい。然るに實際に於ては、兩者は常に均衡を保
たず、所謂缺狀價格差を生じ、農業者は一般に不利なる立場に置れる。このことは、不況期に於
ても、目下の軍需インフレーション時期に於ても然りである。かゝる農業者の不利なる立場に刺
戟されて「農家に對する均等」なる標語を以て、農産物價格と工業品價格との水準化を圖らんと
する要求の起るのは當然である。

資本主義發達の初段階に於ては、技術的進歩は工業界に於て目覺しいものがあり、之に比すれ
ば農業界に於ける技術的進歩は遅々たるものであり、從て生産力の進歩が相對的に緩き農業生産
に於ては、その生産費は、工業生産費に比して、相對的に高まり、農産物一單位の工業品一單位
に對する交換比率が漸次上昇するを得た。しかもこの上昇が可能なりしは、當時にありては工業
界に於て自由競争が行はれ、そこに成立する價格が自から低下せしめられたからである。然るに

1) 農村に於ける封建的高率小作料、都市に比して過重なる農村租稅負擔の存續で
等は之に對しては茲に

高度資本主義段階たる獨占資本主義時代に在りては、工業界に於ける技術的進歩によりて、假令その生産費の低下を齎し得るにしても、自由競争の排除によりて、生産費の低下に應じて販賣價格を直ちに引き下げやうとはしない。近時工業界に於て統制經濟の確立が叫ばれるが、それは依然として營利原則の上に立つものであるから、統制のとれない農業者が不利なる立場に置かれざるを得ないこととなる。

翻つてわが農業界をみると、そこには五百六十幾萬といふ小規模なる經營單位が全國に分散し、茲には大規模經營に向ふ傾向は殆んどなく、^(註一)また農業生産そのものゝ集團經營化(全部的共同經營)を促す傾向も殆んど認められない。^(註二)されば自然に之を放任するとき、日本の産業を通じ、農業ほど統制のとれない産業はない。尤も一概に農業といふも、それは米作、養蠶、養鶏、果樹及び蔬菜栽培等々に分れてゐるが、本邦農業には多角經營が多い關係上、夫々の生産部面に於ける生産者の數は甚だ多數にして、生産及び販賣統制は容易ではない。加ふるに自然の恣意による豊凶によりて、農産物の供給調節が一層阻まれる。

(註一) 我が農業界に於ては土地所有の集積は認められるが、經營自體が大經營化せざるは、ダヴィッド²⁾の主張する有機的生産としての農業の特殊性に基く外に、我國特有の自然條件たる水田に於ける勞作の機械化の困難や傾斜面利用の著しきことにも依存するが、更に地主または一農家に屬する耕地が一ヶ所に集中せず、各所に分散する散圃狀態を呈することにも基いてゐる。大地主自ら大經營を行はないのは、大經營化によりて農業利潤を獲得するよりも、之を小作に付することによりて小作料を獲得する方が、結局より有利たるからであらう。

1) 拙稿、農業生産過程に於ける協同化(經濟論叢、第39卷、第3號)参照。
本邦農業共同經營の概要(農務時報、昭和9年9月號)参照。
2) David, Sozialismus und Landwirtschaft, 1922, S. 38 ff.

近時漸く農產物販賣上の統制がとられる氣運に向ふに至つたが、未だ全國的に劃一なる統制が行はれるに至らず、既述の如く、産業組合の販賣事業、帝國農會並に各府縣廳の販賣斡旋事業の間に、夫々充分なる協調が行はれず、ために從來に於ける多數の個々の農家、または農家の小出荷團體の販賣上の自由競争の代りに、今や多數の農家または小出荷團體を糾合するより、大なる地域（各府縣）毎の組織的競争狀態を現出してゐる有様である。

されば今や農家の物質的生活内容を裕にすることを主眼とすべき農業政策が、價格政策の確立を圖することは、目下の急務でなければならない。

四

今や日本農業政策が過去の増産政策から價格政策に轉換するに際して、その政策の下受團體として、農產物の販賣及び農業用品並に日用品の購買組織として最も適當なる産業組合組織を活用することは寧ろ當然である。蓋し既述の如く、我國の如き小農國に於ては、農業政策は之を個々の農家を對象として行ふことは、政策の徹底上到底不可能であるから、農家の集團を對象として行ふ外はない。このことは従前の増産政策の確立に當りても政府のとりたる處であり、また今回の價格政策の確立に際してもとるべき途であつた。而して從來國家の保護指導監督の下に於て、逐年飛躍を續けて來た産業組合組織が、農業政策の擔當者として、價格政策の確立に參與するのは當然である。

殊に農業以外の諸産業に於て資本統制の強化されたる現段階に於ては、農業政策の擔當者たる

1) 弱小生産者の協同組合たる産業組合を認むる以上、國家が之に對して一定の保護指導監督を加ふことは當然である。この點に就ては尙ほ後に論ずる。

産業組合に全農民を糾合することによりて、一方に於ては農産物販賣上に於ける價格決定の支配權を握り、他方に於ては全農民の購買力を統一し、獨占資本力を牽制することによりて、農家の購入する農業用品及び日用品の公正なる價格の實現を圖り、以て「農家に對する均等^{パリチー}」を得せしむることは、高度資本主義段階に於ける産業組合の重大使命でなければならぬ。目下の産業組合の組織及び現状は、果してよく斯る重大使命に耐へ得るであらうか。

一、農産物の價格決定上に於て支配權を握るためには、全國農家の賣却する農産物の全供給を支配することが必要であり、また獨占資本に對立して、農業用品及び日用品を有利に購買するためには、農民の統一されたる強大なる購買力を構成することが必要である。このためには一切の農民を産業組合に参加せしむることが必要となる。農村經濟更生計畫に於ても、産業組合の擴充五ヶ年計畫に於ても、全農家を産業組合へ加入せしむることを其の運動の目標とせるは之がためである。而して産業組合がその具體的活動をなすに當り、一層農村の眞髓に觸れるため、在來の農村の共同的經濟活動が部落を單位とする部落組合(即ち農家小組合)によりて營まれてゐたから、この部落組合を法人化し、農事實行組合及び養蠶實行組合の名稱を用ゐて、産業組合に團體加入せしめ得る途を開いた(昭和七年)。これによりて團體小分立の弊を除き、之を産業組合に糾合することによりて、農家の勢力集中と其の經濟機構の強化を圖るにあつて、全農民を産業組合に團結する一手段でもある。

かくの如く産業組合が全農民を糾合することによりて、始めてよく其の本來の目的たる資本支

配に對する協同防衛を達することが出來、その販賣する農產物の價格の支配權を握り、その購入する農業用品及び日用品の合理的價格の構成を期し得るものである。素より今日の産業組合組織が自由組合たる關係上、組合への加入脱退は農民の自由に委するものであるから、組合員を獲得するには産業組合主義の普及と農民の啓蒙運動とに俟つべきものであるが、併し組合組織が任意加入制度である關係上、常にアウトサイダーに關する困難を伴ふ。これがためには組合組織に多少の強制力を與へ、全農民の加入を促すことが必要であらう。殊に經濟上に於て自律的發展性に乏しき我國の小農に對しては、一應、彼等を一定の組合組織に加入せしめ、然る後に彼等に其の組織員たるの訓練と組合經營に關する自覺とを促す方が、より、效果的であると考へられる。

二、かく産業組合の統制力を強化すると共に、組合内部に在りても、組合員は組合活動の統制に服さなければならぬ。例へば販賣組合の組合員は、販賣組合を通じてのみ自己の生産物を販賣するが如き之である。昭和七年の産業組合法の改正によりて、「産業組合又は産業組合聯合會は定款の定める所に依り、定款の規定に違反したる組合員に對し、制裁を爲し得る」の途が開かれたるが、この條正條文は組合員をして團體意思に服從せしむることを認めたもので、組合員統制の重大なるを高唱したるものである。

かく産業組合に於ては組合員に對する統制を重要視するが、この産業組合の基本單位は一村一部落乃至は一部落を單位とする地域團體であるから、之によりて組合員相互の親和力を密にすることが出来る。而して斯かる基本單位の組合を各府縣の地方的聯合、更に之を全國的聯合に統一して、

- 1) 拙稿、高度資本主義段階に於ける産業組合の使命(農業經濟研究、第10卷、第3號)6頁參照。
- 2) 商・工業組合に於ても任意加入に伴ふアウトサイダーに關する困難が擧げられ、このアウトサイダーの統制、進んでは組合員に對する強制加入の必要あることも論ぜられてゐる。谷口吉彦氏、中小商工業の更生と組合運動(經濟論叢、第39卷、第5號)參照。

その組織の規模を大にし、單位組合によりて農民の實生活に即したる報告を地方的聯合を通じて全國的聯合會に蒐集し、それに基いて茲で日本全體の農業を鳥瞰して、農民生產上の地方的矛盾、または地方間の生産及び販賣上の競争を避くるやう、統制的指令を地方的聯合を通じて、各單位組合に與へることが必要である。この事は農産物の販賣、原料の購入、資金融通に就ても妥當する。之を農産物の販賣に就て云ふも、各大都市に中央卸賣市場が開設された今日に於ては、徒に從來の如き各府縣間の競争を繰返すことなく、全國的立場より、各地方の氣候土質を調査し、各販賣市場の賣行狀況、嗜好の變遷等の需要關係の趨勢を吟味し、各地方に栽培すべき農作物の種類及び品種を適當に選擇することによりて、各農作物の適地適産化傾向を促し、これによりて各作物の生産費の低下を圖ると共に、日本全體としての農民生産力を高め、その市場への出荷に際しては、暖地と冷地とによりて出荷の季節上の調節を圖り、各市場への出荷の輻輳を避けねばならぬ。故に出荷農産物は組合の系統的組織により一應全部中央聯合會に集中して、之を更に全國に再配給するの必要はなく、中央聯合會より、各地方聯合又は單位組合に對して、出荷すべき市場、出荷すべき時期に就て適當なる指令を與へ、全國的に見て、各都市市場への配給は地域的にも時間的にも適當に統制して之を行ひ、以て農産物配給の合理化を圖るべきである。

三、かくの如く産業組合は今や農業政策の擔當者として重大使命を有するものであるが、元來組合員たる小農は資力乏しき弱小生産者であるから、その集團よりなる産業組合そのものも、それと相關的に微弱なる組織體とならざるを得ないのは當然である。茲に於てか國家としても之に

對し適當なる財政的援助を與へ、之が發達を助成することが必要となる。産業組合理論家は往々にして協同組合の自立性を高唱する餘り、國家の援助を拒否するも、我國の現狀に於ては、國家の積極的助成なくしては、産業組合の發達は充分に期せられない。産業組合の發達、そのとるべき方向の如何に就ては國家政策によりて、一定の制限を受けざるを得ない現狀に於ては、國家の力の入れ方如何により、産業組合の活動力に大いなる差異を生ぜしむるであらう。殊に農村窮乏の甚だしき今日、産業組合が更生運動の擔當者として乗り出す以上、産業組合運動と國家の農業政策とは渾然融和したる有機的な一體を成さなければならぬ。

四、最後に産業組合の統制力を強固にするためには、組合員間の利害關係を緊密なるものとし、組合員相互に於ける隣保相扶の精神が強力なるものとならなければならぬ。然るに現實に於ては、この隣保相扶の精神の發揮を妨ぐる場合が起る。これは産業組合内部に於ける組合員の職業的對立と階級的對立とより起るものである。

先づ第一に今日の産業組合は凡ゆる職業者或は無職業者を包括し得る組織であるが、産業組合が信用事業のみに專念する場合には、組合内部に於て職業的對立は起らない。この場合には農業者も商工業者も組合員として組合の利益に浴し得る。然るに産業組合が購買、販賣事業を行ふ場合に於ては、そこに職業的の利害對立が起る。組合員に米穀商があれば、産業組合が米穀販賣事業を爲すことには反對するであらう。また組合員に肥料商があれば、産業組合が肥料購買事業を行ふことに反對するであらう。從て産業組合が四種事業兼營に進めば進むほど、農業者以外の商

工業者は愈々産業組合を離れ、別に商・工業組合を組織するに至るであらう。されば近き將來に於ては農民の産業組合と商工業者の商・工業組合との利害關係の對立を如何に調和せしむるか、國家經濟政策の重要な對象となるであらう。

第二に今日の産業組合組織内には、地主、自作、小作の全階級を包含してゐるから、組合内部に在りては、往々にして土地所有の利益と勞働の利益とが完全に調和せざる場合が起る。例へば農村の販賣組合に於て、その組合員たる地主の利益と小作人の利益とが充分に調和せず、販賣米を多く所有する地主の利益がより多く擁護されることとなるが如き之である。我國に於ては田の小作料は物納、しかも米納が主で、畑作物に就ては物納制が少なく金納又は代金納が支配的である。また畑作に就ては、假令物納が行はれるにしても、その畑で栽培した作物を以てすることなく、やはり田に於て作つた米を以て納める場合が多い。従て畑作に在りては、それが桑園であれ、果樹又は蔬菜園であれ、小作農民自體が販賣者たる資格を有つこととなる。近來の畑作農産物の商品化傾向の増大に伴ひ、自作農や小作農が販賣の新機能を得ることとなり、従て畑作物たる果實、蔬菜、繭、麥等を取扱ふ販賣組合内部では、組合員は何れも直接の生産者であるから、組合内部に於て所有の利益と勞働の利益とが直接對立する惧がない。其の他の利用組合に於ても、また購買組合に於ても、農業生産用具、加工及び調製用具の利用、農業用品（主として肥料）竝に日用品の配給を主なる任務とする限り、土地所有の利益と勞働の利益との對立が殆んど起らない。また信用組合に於ても、農業用資金の融通を主とする限り、右の對立は少ない。たゞ今日に於ては

一般に貧農たる小作農階級の産業組合への加入率も利用率も共に劣つてゐるから、今後の産業組合運動には此等の貧農層をも参加せしめ、眞に弱小生産者たる彼等の利益を擁護すべきである。米穀販賣組合の内部に於ける土地所有の利益と労働の利益との利害對立をなくするためには、先づ以て米納小作料を金納小作料に改め、米穀販賣組合の組合員は之を直接米の栽培者たる自・小作農に限ることゝなすことも、その一方法である。今や小作料を物納から金納へ改定をなし得る前提條件が整つてゐる¹⁾。

五

以上論じたるところによりて瞭なるが如く、今や日本農業政策は從來の増産本位の政策から價格本位の政策へと轉換せしめられてゐる。嘗て増産政策の確立實施に際して、極めて進歩的な企業的役割を演じたる農林省は、今や米穀對策、蠶絲對策、肥料對策等々の價格政策の確立、實施に當りても、同様な進歩的指導役割を演ずべき運命に置かれてゐる。而してこの價格政策の下受團體として最も適當なる組織を有つ産業組合は、この政策の遂行上、國家政策と渾然融和し、弱小農業生産者の味方として、彼等の物質的生活内容を豊富ならしむるやう努力すべき重大使命を擔つてゐる。この際、この價格政策の確立に際し、政府は宜しく農業諸團體指導の根本方針を確立し、農業諸團體の協調を促し、協力一致して窮乏農村の更生運動に勇往邁進せしむべきであらう。

1) 拙稿、高度資本主義段階に於ける産業組合の使命（農業經濟研究、第10卷 第3號）参照。